

## 相模原市農業委員会第32回会議議事録

開 会 日 時 令和3年10月29日 午後1時33分

閉 会 日 時 令和3年10月29日 午後2時42分

開 催 場 所 市役所第1別館1階 開発室A 他

出 席 委 員 (○印)

①	西山和秀	⑩	小林康史	⑰	高橋三行
②	八木拓美	⑪	齋藤憲一	⑱	天野明
③	關山富雄	⑫	菱山喜章	⑲	加藤正博
⑤	江藤昭利	⑬	八木健一		
⑥	阿部健	14	金井睦		
⑦	渋谷利雄	⑮	榎田和子		
⑨	市川忠孝	⑯	藤村達人		

出席委員 16名

欠席委員 1名 (14番金井睦委員)

傍聴人 0名

事 務 局 齊藤ますみ 高野弘明 伊藤和彦 松浦毅 濱端雄高 齊藤綾子

議事録署名人 議 長

議席17番

議席 6番

## 会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2	議案第46号	農地法第3条の規定による許可申請について
3	議案第47号	農地法第3条の規定による許可申請について
4	議案第48号	農地法第4条の規定による許可申請について
5	議案第49号	農地法第5条の規定による許可申請について
6	議案第50号	農用地利用集積計画の決定について
7	議案第51号	農用地利用集積計画の決定について
8	議案第52号	農用地利用配分計画の作成について
9	報告第45号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
10	報告第46号	農地造成工事の施工承認について
11	報告第47号	非農地証明書の発行について
12	報告第48号	民事執行法による売却に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
13	報告第49号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
14	報告第50号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため委員が一堂に参集することが困難であることから、We b会議により議事の審議を行い合議体としての意思決定を行った。

議事の内容 次のとおり

**議長（八木会長）**

それでは、ただいまから、相模原市農業委員会第32回総会を開催いたします。  
初めに、出席委員の確認を事務局次長にいたさせます。

**事務局（高野次長）**

（議席順に各委員の出席を確認）

**議長（八木会長）**

ただいまの出席委員は16名で定足数に達しております。

本日、14番金井睦委員より欠席の旨通告がありましたので御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、6番阿部健委員、17番高橋三行委員を御指名いたします。よろしく願いいたします。

## 日程1 会務報告

### 議長（八木会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

### 議長（八木会長）

よろしいですか。

[ はいの声 ]

### 議長（八木会長）

それでは、以上で「会務報告」を終わります。

## 日程2 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について

### 議長（八木会長）

続いて、日程2議案第46号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-16及び3-1011から3-1014は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和3年10月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-16は、緑区大島に住む譲渡人の所有する農地を、農地所有適格法人のミヤコ農園株式会社が経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、大島の畑、1筆、667㎡です。今後の作付はブルーベリーを予定しています。全部効率利用要件については、経営農地20筆、19,737㎡で全て適切に管理され、下限面積要件2,000㎡以上を満たしています。法人要件については、農地所有適格法人の要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから許可相当と判断しました。

本庁分は以上です。

### 事務局（松浦所長）

それでは、津久井事務所管内の4件について説明いたします。

收受番号3-1011から3-1014の4件は、緑区若柳に住む譲渡人が経営規模拡大のため所有権移転を受ける申請で、緑区千木良、八王子市櫛田町、緑区若柳及び八王子市明神町に住む譲渡人の所有する農地を取得するものです。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、若柳の畑、5筆、合計で1,373㎡です。今後の作付は山椒の栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地9筆、5,531㎡適切に管理されていることを確認しており、下限面積要件2,000㎡以上を満たしております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が200日、妻が200日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明

や御意見はございませんか。

收受番号3-16については、緑区担当委員さん、お願いいたします。

**6番（阿部委員）**

10月23日の午後に、現地確認に行ってきました。現地は整然と管理された、すばらしい畑だったなと感じたところです。サツマイモ、里芋などの芋類、それから、大根、白菜、ネギなどが整然と作付されていたところでした。境界の石もはっきり確認でき、いい畑だなということで確認をしてきたところです。案内図の北側の畑はブルーベリーの栽培のために、隣地ではビニールハウス、それから、露地でネットが張ってあってきれいになっています。その延長になるのかなということで確認をしてまいりました。現地はいい畑だということで、3条申請は、適切な内容だと思っております。

以上です。

**議長（八木会長）**

続きまして、收受番号3-1011から3-1014については、相模湖地区担当委員さん、お願いいたします。

**5番（江藤委員）**

10月27日に現地確認しました。現地の状況は、北向きの傾斜地、若干、傾斜が強いですね。それと、畑は耕作されていない状況です。というのは、県外に住んでいて、現地に行って畑を耕作、管理できないという方がいらっしゃるみたいで、畑は草が生えている状況です。譲受人は令和2年に新規就農者になった方ですけれども、私が担当させていただきました。大変、農業に熱心な方で、農機具等も購入して、この近くで唐辛子、山椒を栽培して、意欲的に農業に取り組んでいます。耕作されていない畑の所有権移転であり、譲受人は新規就農者で、大変意欲的で、これからここで農業をやっていく、地元でやっていくという気持ちがある方ですので、今回の所有権移転は何ら問題ないと思います。よろしく御審議をお願いいたします。

以上です。

**議長（八木会長）**

これより質疑に入ります。

**質疑なし**

**議長（八木会長）**

よろしいですか。

**[ はいの声 ]**

**議長（八木会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第46号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

**[ 異議なしの声 ]**

**議長（八木会長）**

御異議なしと認めます。

よって日程2議案第46号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程3 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について

### 議長（八木会長）

続いて、日程3議案第47号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは5ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-17は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和3年10月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページを御覧ください。

收受番号3-17は、権利設定者の東海旅客鉄道株式会社が地下にリニア中央新幹線の軌道用のトンネルを建設するため、区分地上権を設定するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。申請地は、中央区宮下本町3丁目の畑、1筆、49㎡です。地下トンネル建設に伴う区分地上権の説明については省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

### 議長（八木会長）

よろしいですか。

[ はいの声 ]

### 議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第47号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[ 異議なしの声 ]

### 議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程3議案第47号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程4 議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請について

### 議長（八木会長）

続いて、日程4議案第48号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、7ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-8及び4-1004から4-1005は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和3年10月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、8ページを御覧ください。

收受番号4-8は、申請人が所有する南区新磯野の農地、1筆、231㎡を資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、建設業者からの要望により、資材置場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既設鋼板を利用するほか、出入口を除き、安全鋼板高さ30cmを設置する計画です。雨水については、碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立若草小学校の南西約520mです。

本庁分は以上です。

### 事務局（松浦所長）

引き続き、津久井事務所管内の2件を説明します。同じく8ページを御覧ください。

收受番号4-1004は、申請人が所有する緑区城山3丁目の農地、1筆、819㎡を資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、とび業者からの要望により、資材置場として転用するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、隣接地への土留め策として、コンクリートブロック1～2段を設置し、雨水については、碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は中沢中学校の北西約300mです。

次に、收受番号4-1005は、申請人が所有する緑区青山の農地、1筆、1,238㎡のうち66.8㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、不動産管理業者からの要望により、駐車場として転用するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、土留め鋼板高さ43.5cmを設置し、雨水については、碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は串川保育園の北西約290mです。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明

や御意見はございませんか。

收受番号4-8については、南区担当委員さん、お願いいたします。

#### **1番（西山委員）**

10月27日に現場を視察してまいりました。案内図にありますように、この水路の脇、幅は狭いんですが、この北側の部分は、昨年ですか、駐車場として利用するというのできれいになりまして、この部分もかなり荒廃しておったんですが、今回の写真を見る限りでは、きれいになっております。また、道路より若干高めに土が盛ってありますので、土の流出には十分注意していただきたいと思います。また、隣接との境ですが、既存の万能鋼板が立っておりますけれども、奥のほうに行きますと、木が見られます。隣接との問題がないように対処していただきたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

#### **議長（八木会長）**

続きまして、收受番号4-1004については、城山地区担当委員さん、お願いいたします。

#### **11番（齋藤委員）**

案内図は5ページを御覧いただきたいと思います。10月23日に現地調査をいたしました。案内図を見ていただくと、今回の申請の隣接地が農地で、しっかりと耕作されているところですけど、日照等、今回の申請に対しては特に問題ないと考えます。ただし、5m幅のかなり広い舗装の道路が通っているんですけど、案内図の真ん中辺りの斜線のところに、北からちょうど南を向いた矢印がありますが、現在、このすぐ右側がネギとか大根、白菜、里芋、ニンジン等、それなりの耕作がされているような状況です。ですから、とび業者の資材置場設置の際は、今言った西側の場所の耕作に対して、日照等も考慮した置場にするよう、転用者並びに事業者にも、その点を十分要請したいと思います。御審議のほど、お願いいたします。以上です。

#### **議長（八木会長）**

それでは続きまして、收受番号4-1005については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

#### **15番（榎田委員）**

10月29日、現地の調査をしてきました。事務局の説明のとおり、駐車場にするということで周りの様子を見てきましたが、6ページの地図には載っていませんけれど、これを南のほうへ行きますと串川出張所があります。北に向かって緩やかな斜面になっております。特に雨で流されるような急な斜面ではありませんので、新興住宅地としてかなり開発されていますので、特に問題はないかなと判断いたしました。御審議よろしく申し上げます。

#### **議長（八木会長）**

それでは、これより質疑に入ります。

**質疑なし**

#### **議長（八木会長）**

よろしいですか。

[ はいの声 ]

**議長（八木会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第48号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[ 異議なしの声 ]

**議長（八木会長）**

御異議なしと認めます。

よって日程4議案第48号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程5 議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 議長（八木会長）

続いて、日程5議案第49号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、9ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-9から5-13及び5-1036から5-1037は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和3年10月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、10ページから12ページを御覧ください。

收受番号5-9は、借受人の有限会社リバーサイドサガミが、貸出人の所有する中央区田名の農地、3筆、1,365㎡に使用貸借権を設定し、田から畑へ転換するための一時転用の申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は7ページを御覧ください。農地区分は第1種農地です。申請理由といたしましては、現在、稲作を行っていますが、取水元である八瀬川の水不足により畑へ転換し、今後はニンジン、里芋などの露地野菜を栽培するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、南北の水路側は単管パイプ及び鋼板により土留めをし、東西は隣地畑と同一の高さとする計画です。申請地は田名望地公園の北東約320mです。

続きまして、收受番号5-10は、借受人の株式会社マウントエストが、貸出人の所有する中央区田名の農地、1筆、198㎡を賃貸借権の設定により借り受け、駐車場及び資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在、測量業を営んでおり、事業規模拡大に伴い、新たに駐車場及び資材置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既設鋼板を利用するほか、ブロック積み2～3段で土留めをする計画です。雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は県立相模田名高等学校の北西約300mです。

続きまして、收受番号5-11は、譲受人の影山建設株式会社が、譲渡人の所有する緑区大島の農地、1筆、819㎡の所有権移転を受け、駐車場及び資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は9ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在、建設業を営んでおり、事業規模拡大に伴い、新たに駐車場及び資材置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、ブロック積み3段及び万能鋼板高さ3mで土留めをする計画です。雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は大沢第二幼稚園の北東約130mです。

続きまして、収受番号5-12は、譲受人の株式会社創和が、譲渡人の所有する南区新磯野の農地、1筆、966㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、現在、地質調査業を営んでおり、事業規模拡大に伴い、新たに資材置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既設ブロックを利用するほか、安全鋼板高さ30cmで土留めする計画です。雨水については、碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立相武台中学校の西約80mです。

続きまして、収受番号5-13は、譲受人の株式会社シーエム・グランシールが、譲渡人の所有する緑区大島の農地、2筆、157.43㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は11ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在、不動産管理業を営んでおり、近隣住民の要望により、新たに月極駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既設コンクリートブロックを利用するほか、万能鋼板高さ54cmで土留めする計画です。雨水については、碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は県立相模原総合高等学校の南約300mです。

本庁分は以上です。

#### **事務局（松浦所長）**

それでは、津久井事務所管内の2件について説明いたします。引き続き、13ページから14ページを御覧ください。

収受番号5-1036は、譲受人である株式会社北相模環境管理開発が、譲渡人の所有する緑区日連の農地、2筆、169㎡の所有権移転を受け、社員住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、現在、廃棄物処理業を営んでおり、新たに社員住宅を建築するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土留め策として、既存のコンクリートブロック2段を使用するとともに、新たにコンクリートブロック1段を設置し、雨水については浸透柵を設け、汚水については公共下水道に接続して処理する計画です。申請地は日連保育園の南西約400mです。

続きまして、収受番号5-1037は、借受人が貸出人の所有する緑区三井の農地、2筆、489㎡に使用貸借権を設定し、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は13ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、現在、貸家に居住しており、新たに自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、隣地への土留め策として、既存のコンクリートブロック2～5段を使用するとともに、新たにコンクリートブロック1～2段を設置し、雨水については浸透柵を設け、汚水については合併処理浄化槽を設置して処理する計画です。申請地は中野中学校の北東約830mです。

以上で説明を終わります。

## 議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5-9及び5-10については、中央区担当の金井委員にお願いするところでございますが、本日、欠席しております。金井委員より、10月27日に現地確認したところ、特に問題はなかったとの報告を受けております。

收受番号5-11及び5-13については、緑区担当委員さん、お願いいたします。

## 6番（阿部委員）

5-11につきましては、10月23日の午後に、現地を調査、確認をしてまいりました。ユンボなどの重機が入った形跡があって、きれいに整地されている状況になっていました。山口推進委員からの話ですと、今年の夏には腰ほどの高さの草と雑木が繁茂して、その中に作業小屋があったという、荒れた感じの畑という状況でありました。両隣に住宅がありますので、きれいになることはよいことだということ聞いています。これまで畑として管理されていなかったところからすると、転用はやむを得ないのかなと思っております。それから、南北に長いところがございますので、ここでコンクリートブロック、それから万能鋼板とありますが、ある程度、高いわけですが、日照へのそれほど強い影響はないだろうと思いました。やむを得ないことだと思ってます。

5-13につきましては、やはり、10月23日午後に、引き続き、調査、確認をしてまいりました。現地は平らな場所で、案内図にありますように、三角の畑であります。もう一辺のところについても1.8mの道路がありまして、要は三辺とも道路に囲まれているという、境界もはっきりしたところですよ。一部に芝生が植えてあり、特別な作付はされていませんが、畑地として見て取れる状況でした。境界もはっきりし、転用には支障がないとも思いました。よろしく御審議ください。よろしく申し上げます。

以上です。

## 議長（八木会長）

続きまして、收受番号5-12については、南区担当委員さん、お願いいたします。

## 1番（西山委員）

10月27日に現地調査に行つてまいりました。ここは以前、しっかりと露地栽培がされていた立派な農地だったんですが、案内図を見ましても、その周りが駐車場とか車庫になっておりまして、だんだんと浸食されてきています。今回のこの農地の北側に譲受人が借りている資材置場等がありまして、その延長になります。ここは左右、既存のブロックで境界はしっかりしております。また、地質調査業ということで、先日、深く掘って、埋蔵されていた石等が掘り上げられていましたので、そういう点においても、いい仕事をしているのかなど。資材置場等で農地がなくなるのは非常に残念ですが、致し方のないところだと思います。よろしく御審議ください。

以上です。

## 議長（八木会長）

続きまして、收受番号5-1036については、藤野地区担当委員さん、お願いいたします。

## 18番（天野委員）

10月25日、現地を確認してまいりました。現状は、写真で見るとおり、両サイド、三方が住宅になっております。それで、隣に畑地もあるんですが、不耕作になっております。申請地も道に面してしまして不耕作でございます。住宅に変更するのはやむを得ないと思いますので、御審議をよろしく申し上げます。

以上です。

#### **議長（八木会長）**

続きまして、收受番号5-1037については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

#### **9番（市川委員）**

10月24日に現地を確認してまいりました。現地は津久井湖の三井大橋を渡り切ったところの右側にある住宅街の一角です。新しい境界杭が入りまして、少し緩やかな南傾斜の畑でありました。面積が489㎡ということですが、ほとんど真四角に近い畑で、東側に住宅がありますけれども、事務局の説明のとおり、あまり問題ないのではないかとということで、転用もやむを得ないのではないかと思います。よろしく御審議ください。

#### **議長（八木会長）**

それでは、これより質疑に入ります。

#### **16番（藤村委員）**

10ページの5-9ですが、理由は土壌改良ということですが。インターネットの航空写真で確認をしたところ、所有者の方、10年ぐらい前はきちんと田んぼをやられていたんですけど、この5年ぐらいは田んぼが放置されて、この2年ぐらいは大変な荒地地になっている状況のようです。田から畑に変えるとのことですが、所有者の方がきちんと畑をして使っていくことを確認していく必要があると思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

#### **事務局（伊藤担当課長）**

最近、相続が発生されて、所有者が相続されたということになります。いわゆる先代の方は、この土地で水稻をやっていたということになります。その先代の時代に、この方がお持ちのほかの農地、そこも過去に農地造成ということで、いわゆる土の入替え等をやっておりますが、そこについても、現在もきちんとこの方が引き継がれて、露地野菜を栽培していることを確認しております。先ほど説明の中でも申し上げましたが、今後、ニンジン、里芋、サツマイモなどの露地野菜を栽培する計画ということで申請の中では受けております。

以上です。

#### **16番（藤村委員）**

はい、了解しました。業者側がしっかりやるかどうかも含めて、途中経過も確認していきたいと思います。

以上です。

#### **議長（八木会長）**

よろしいですか。

ほかに御質問ございますでしょうか。

[ なしの声 ]

**議長（八木会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第49号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[ 異議なしの声 ]

**議長（八木会長）**

御異議なしと認めます。

よって日程5議案第49号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程6 議案第50号 農用地利用集積計画の決定について

### 議長（八木会長）

続いて、日程6議案第50号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、15ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第50号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号3-26は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和3年10月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、16ページを御覧ください。

本議案は、地権者と耕作者との相対で利用権設定をするものです。

整理番号3-26は、新規参入した法人が新たに利用権設定を受けるものです。案内図は14ページ、15ページを御覧ください。契約期間は3年2か月、筆数は4筆、面積は2,130.82㎡です。作付については、ニンニク、サツマイモ、ジャガイモほか露地野菜を計画しております。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

### 議長（八木会長）

よろしいですか。

[ はいの声 ]

### 議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第50号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[ 異議なしの声 ]

### 議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程6議案第50号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程7 議案第51号 農用地利用集積計画の決定について

### 議長（八木会長）

続いて、日程7議案第51号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（松浦所長）

それでは、17ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第51号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号3-1031は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和3年10月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、18ページを御覧ください。

整理番号3-1031は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、土地所有者から事業者へ貸し出す農地を借り入れるため、利用権の設定を受けるものです。期間の満了で更新するために提出された申請になっております。件数は1件、1筆、面積は900㎡です。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

### 質疑なし

### 議長（八木会長）

よろしいですか。

### [ はいの声 ]

### 議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第51号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

### [ 異議なしの声 ]

### 議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程7議案第51号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程8 議案第52号 農用地利用配分計画の作成について

### 議長（八木会長）

続いて、日程8議案第52号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（松浦所長）

それでは、19ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第52号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号3-1006から3-1007は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により令和3年10月11日付けで相模原市長から意見を求められたので同意するものとする。令和3年10月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、20ページを御覧ください。津久井事務所管内の2件を説明いたします。

整理番号3-1006から3-1007は、期間満了で更新するために提出された申請で、相模原市長から農業委員会の意見を求められているものです。件数は合計で2件、2筆、面積は1,736㎡です。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

### 質疑なし

### 議長（八木会長）

よろしいですか。

### [ はいの声 ]

### 議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第52号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

### [ 異議なしの声 ]

### 議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程8議案第52号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 9 報告第45号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地

利用状況の報告について

日程10 報告第46号 農地造成工事の施工承認について

日程11 報告第47号 非農地証明書の発行について

日程12 報告第48号 民事執行法による売却に係る農地等の現況照

会に対する調査結果の報告について

日程13 報告第49号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報

告について

日程14 報告第50号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告に

ついて

#### 議長（八木会長）

それでは続きまして、報告案件に移ります。

日程9報告第45号から日程14報告第50号について、御発言がございましたら、お願いいたします。

#### 16番（藤村委員）

22ページの解除条件付き法人の報告ですけれども、23ページ、24ページを見ますと、ミニカボチャがイノシシにより全滅、その次のページの枝豆が猿により全滅ということで、私は詳しくは承知していないんですけど、寸沢嵐付近は大体、猿の全頭捕獲とかが進んで減っているはずで、本当に猿にやられてしまったのか、それから、イノシシのほうも電気柵ありますが、適切にやられているのかどうか、その状況を知りたいんですけどね。

#### 事務局（松浦所長）

イノシシあるいは猿ですけれども、報告書にも書いてあるとおり、電気柵は適切に設置されていたのですが、イノシシについては、支柱の周りを掘られて、それを倒して入られたというようなことをお聞きしています。また、猿については、電気柵の上を越えてくる。結局、こちらが想定をしていた以上に動物のほう为上をいってしまったというような話をされています。見ていただくと分かるんですけども、同じ作付のところでも、カボチャなんかだとしっかり採れているところとかもありますから、場所柄とか、そういうのもあったのかなという気はしています。被害については、こちらでも確認したところ、獣害報告について、農政課経由で緑区役所区政策課へ提出しているようです。

被害の数字については、それで集計されるのではと思っています。電気柵をつくっているとところでも、結局、こういう被害もあるんだなというのは、私どもも感じたところではあります。よろしく願いいたします。

**1 番（西山委員）**

では、その設置が不十分ということですか。

**1 6 番（藤村委員）**

これ、農業委員会の仕事ではないと思うんですが、農協とか農政課とかと相談して、電気柵の設置を適切にやるとか、やられたら、補強するとか、それなりの対策をやっているんですね。結構、鳥獣も知恵を使ってくるので、こっちも知恵を使わないとこんなことになってしまうし、やられっぱなしだと餌をやっているようなもので、その地域にどんどんイノシシなり猿が入ってくるので、やられたらやり返すようなこともしっかりやっていたかかないと、被害者なんだけど、場合によっては加害者になるというので、しかるべく、農政課かどちらかも含めて、指導なり相談なりするようにしたほうがいいと思うんですね。

**事務局（松浦所長）**

こちらについては、報告書自体は農業委員会に出されていますけれども、農政課にも話が行っています。当然のことながら、電気柵があった中で被害を受けているというのは、私どもも農政課も承知はしています。たまたまキャストワンさん自身は農協には加入していないということでしたけれども、被害状況については緑区役所の区政策課へ提出させていただいていますので、市でもそれを承知した中で、何か対策ができればと思います。電気柵についても工夫をする必要があるだろうなということで、その辺りのところは事業者自身も考えられているところではないかと思います。

以上です。

**1 6 番（藤村委員）**

はい、了解しました。よろしく願いします。

**議長（八木会長）**

よろしいですか。

**1 6 番（藤村委員）**

はい。

**議長（八木会長）**

ほかに何か御質問ございましたら、お願いいたします。

**1 6 番（藤村委員）**

もう1件あります。

**議長（八木会長）**

はい。

**1 6 番（藤村委員）**

25 ページ、農地造成工事ですが、情報を聞きまして、事務局に場所とかを聞いて、現場を見てまいりました。場所的には相模原公園の南側で、この話は、それなりに、やむを得ないと思うんですね。ただ、周囲に聞きまして、いろいろな問題が積み重なっているような場所なので、これについては了解しますけれども、周囲の状況、それから、今、工事をせざるを得なくなっているような状況にありますので、それについては全員

協議会でしっかりと議論させていただきたいと思います。

以上です。

**議長（八木会長）**

ほかにございますか。

それでは、よろしいですか。

**[ はいの声 ]**

**議長（八木会長）**

それでは、以上で日程9報告第45号から日程14報告第50号を終わります。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第32回総会を終了いたします。